（６）雲仙市障害者地域生活支援拠点事業

問合せ先　福祉課障がい班
BRIDGE はあと（委託先）
TEL:080-6862-3418

地域生活支援拠点事業は、障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、市が委託する相談支援事業所等を軸とした関係機関が協力して、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みです。

○事業内容

①相談［２４時間３６５日相談体制］

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談、その他必要な支援を行います。

②緊急時の受け入れ対応

短期入所施設等を活用し、介護者の急病や冠婚葬祭等の他、障がい者の状態変化に伴う緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等が要な場合に対応を行います。

○対象者

障がい等により、緊急時の生活の維持に不安をお持ちの方など、以下の方が対象になります。

①身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方
②診断書による認定で、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用できる方
③指定難病など障害者支援法の対象疾病にり患している方
④発達障がいのある方

委　託　先	ＢＲＩＤＧＥはあと（社会福祉法人　南高愛隣会）
住　　所	雲仙市愛野町乙４９３番地６
電話番号	０８０－６８６２－３４１８
開業時間	８時３０分～１７時００分（※緊急時の相談については２４時間対応）
休　業　日	土日祝日、１２月２９日～１月３日 （※緊急時の相談については年中無休）
利用料金	相談：無料 緊急時の一時受け入れ：障害福祉サービスの利用となるため、利用者負担額が発生する場合があります。詳しくはご相談ください。
利用方法	電話、来所
備　　考	「緊急」とは、家族等養護（介助）者の疾病等による急な不在や精神的不安等に伴う一時的な避難などを想定しています。